

令和5年度「左京区まちづくり活動支援交付金」制度運営支援業務の委託に係る提案募集要項

令和5年度「左京区まちづくり活動支援交付金」制度運営支援業務の委託（以下、「委託業務」という。）に関し、受託候補者を「公募型プロポーザル方式」で選定するため、次のとおり受託希望者を募集します。

1 委託業務の名称

「左京区まちづくり活動支援交付金」制度運営支援業務

2 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託業務の履行期間

令和5年7月10日（月）から令和6年3月31日（日）まで

4 委託金額の上限等

(1) 委託金額 150,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 委託料の支払時期

委託業務終了後に受託者から京都市に請求があった後、30日以内に受託者の希望する口座に振り込むこととする。

5 応募条件

(1) 市民等のまちづくり活動に関して、深い知見を有すること。

(2) 市民等のまちづくり活動に関して、講演会、講座開催、アドバイスの提供等で一定の支援実績があること。

6 応募資格

(1) 京都市内に活動拠点があり、京都市内を主な活動地域としている団体であること。

(2) 提案した事業を運営できる体制及び実績のある団体であること。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

(5) 構成員に京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者を含めないこと。

(6) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。

(7) 委託業務実施のための連合体にあっては、上記の要件をすべて満たす団体で構成し、責任の所在を明確にしていること。

7 応募手続等

(1) 提出書類及び部数

受託希望者は、次の書類を各5部（原本1部及び複写4部）提出するものとする。

- ア 参加希望申出書（別添様式）
- イ 仕様書中「3 本業務の内容」に係る企画提案書（任意様式）
- ウ 団体の概要及び活動実績が確認できる資料（任意様式）
- エ 見積書（任意様式）

(2) 提出期限・提出方法

令和5年7月4日（火）午後5時必着

事前に電話のうえ、下記（3）までに直接又は郵送にすること。

質問等がある場合は、令和5年6月29日（木）午後5時までに、FAXもしくは電子メールで下記担当に送付すること。

(3) 提出先（問合せ先）

左京区役所地域力推進室企画担当（担当：大野・山本）

〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2

TEL 075-702-1021

FAX 075-702-1301

E-mail sakyo@city.kyoto.lg.jp

8 選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書に基づき、選定委員会(地域力推進室長・企画課長・京都市まちづくりアドバイザー)による書類審査を行い、以下の選定基準を3～0点（優・良・可・不可）により選定する。

応募者が1者の場合は、採点の結果、合計点が満点の6割を超え、かつ選定委員会において、本業務を適切に遂行できると総合的に判断した場合に受託候補者として選定する。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも受託候補者として選定しないことがある。

(2) 選定基準

ア 企画内容

- ・ 仕様書の業務内容に基づいた提案内容となっているか。

イ 経費

- ・ 見積書の額及び経費内訳が妥当か。

ウ 活動実績

- ・ 応募条件に合致した活動実績があるか。本市及び他の自治体や、他の公的機関での業務受託実績があるか。
- ・ 本市及び他の自治体や、他の公的機関での業務受託実績があるか。

エ 実施体制

- ・ 実現可能性の高い提案となっているか。

(3) 決定及び通知

審査結果については、書面をもって各応募者に通知する。

(4) 契約

審査の結果、受託候補者となった応募者の提案書を基に、受託候補者と左京区役所の間で協議のうえ、左京区役所が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。